

諮問番号：平成30年度諮問第10号

答申番号：平成31年度答申第2号

答申書

第1 審査会の結論

処分庁広島市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、平成30年度分の個人の市民税及び県民税（以下「市県民税」という。）の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は、理由がないから棄却されるべきとの審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

- 1 処分庁が、本件処分において、審査請求人（○歳）及び審査請求人の妻（○歳。以下「妻」という。）がいずれも特別障害者であるにもかかわらず、審査請求人の平成29年の所得金額が125万円を超えていることをもって本件処分における市県民税（以下「本件市県民税」という。）の均等割（市民税にあつては地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、県民税にあつては法第23条第1項第1号に規定する均等割をいう。以下同じ。）を課税していることは承服できない。
- 2(1) 市県民税について、所得割（市民税にあつては法292条第1項第2号に規定する所得割をいい、県民税にあつては法第23条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。）は特別障害者に係る控除があるが、均等割はそのような控除がなく、特別障害者の人数が増えることへの対策がなされていない。
- (2) このことについて、処分庁は、特別障害者が扶養親族に該当する場合、特別障害者の数に応じて市県民税の均等割が非課税となる範囲が拡大することとなるため、特別障害者の人数が増えることへの対策はなされていると主張している。
- (3) しかしながら、処分庁が主張する前記(2)の対策は、障害者総合福祉法における「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的」からは遠くかけ離れており、特別障害者が増えることへの対策とはなっていない。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 市県民税の均等割及び所得割を課することについて

ア 賦課期日（当該年度の初日の属する年の1月1日（法第39条及び第318条）。以下同じ。）において、個人の市民税については市内に、個人の県民税については県内に住所を有する個人に対して、いずれも均等割の額及び所得割の額の合算額によって課する（法第24条第1項第1号、第39条、第294条第1項第1号及び第318条、広島県税条例（昭和29年広島県条例第16号。以下「県税条例」という。）第34条第1項第1号及び第39条の2並びに広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号。以下「市税条例」という。）第23条第1項第1号及び第37条）。

イ⑦ ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、市県民税の均等割及び所得割を課することができない（法第24条の5第1項及び第295条第1項、県税条例第34条の2第1項並びに市税条例第24条第1項）。

a 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者

b 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年（当該年度の初日の属する年の前年をいう。）の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

⑧ a また、法の施行地（日本国内）に住所を有する者で個人の市民税の均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、当該均等割を課することができない（法第295条第3項及び市税条例第24条第2項）。

b 前記aの個人の市民税の均等割を課することができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべき個人の県民税の均等割を課することができない（法第24条の5第3項及び県税条例第34条の2第2項）。

ウ 個人の県民税の賦課徴収は、その県の区域内の市が、その市の個人の市民税の賦課徴収の例により、その市の個人の市民税の賦課徴収と併せて行う（法第41条第1項及び第319条第2項、県税条例第39条の3第1項並びに市税条例第38条第2項）。

(2) 市県民税に係る申告について

ア 個人の市民税については市内に、個人の県民税については県内に住所を有する個人は、3月15日までに総務省令の定めるところによって、次に掲げる事項を記載した申告書（以下「市県民税申告書」という。）を、賦課期日現在における

住所所在地の市長に提出しなければならない（法第45条の2第1項及び第317条の2第1項、県税条例第39条の4第1項並びに市税条例第36条の2条第1項）。

- (ア) 前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額
- (イ) 青色専従者給与額又は事業専従者控除額に関する事項
- (ロ) 法第32条第8項に規定する純損失の金額の控除に関する事項
- (ハ) 法第32条第9項に規定する純損失又は雑損失の金額の控除に関する事項
- (ニ) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額の控除に関する事項
- (ホ) 寄付金税額控除額の控除に関する事項
- (ヘ) 扶養親族に関する事項
- (ヘ) 前記(ア)から(ヘ)までに掲げるもののほか、市県民税の賦課徴収について必要な事項

イ(ア) 個人の市民税については市内に、個人の県民税については県内に住所を有する個人が前年分の所得税につき所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号の確定申告書（以下「確定申告書」という。）を提出した場合には、確定申告書が提出された日に市県民税申告書が提出されたものとみなす（法第45条の3第1項及び第317条の3第1項並びに市税条例第36条の3第1項）。

(イ) 確定申告書に記載された事項のうち前記アの(ア)から(ヘ)までの事項に相当するもの及び後記(ロ)により附記された事項は、市県民税申告書に記載されたものとみなす（法第45条の3第2項及び第317条の3第2項並びに市税条例第36条の3第2項）。

(ロ) 確定申告書を提出する者は、確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市県民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない（法第45条の3第3項及び第317条の3第3項並びに市税条例第36条の3第3項）。

(3) 本件処分に係る税額の算出について

ア 市県民税の額の算出方法

(ア) 均等割の額について

均等割の税率は、市民税は3500円と（法第310条、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号。以下「特例法」という。）第2条第2項並びに市税条例第31条第1項及び附則第25条第1項）、県民税は2000円とする（法第38条、特例法第2条第1項、県税条例第39条及び附則第11条の2の10の2並びにひろしまの森づくり県

民税条例（平成18年広島県条例第58号）第2条第2項）。

(4) 所得割の額について

- a 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額（以下これらを併せて「総所得金額等」という。）とし、これらの金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する（法第32条第1項及び第2項並びに第313条第1項及び第2項、県税条例第35条並びに市税条例第33条第1項及び第2項）。
- b 総所得金額は、利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分の金額に限る。）及び雑所得の金額の合計額並びに譲渡所得の金額（同項第2号に掲げる所得に係る部分の金額に限る。）及び一時所得の金額の合計額の2分の1に相当する金額の合計額とする（所得税法第22条第2項）。

これらの所得のうち、本件に係るものは次のとおりである。

(a) 給与所得の金額

給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額が65万1000円以上161万9000円未満である場合には、当該収入金額から65万円を控除した金額とする（法第23条第1項第5号並びに第292条第1項第5号並びに所得税法第28条第1項及び第4項並びに別表第5）。

(b) 雑所得の金額

年齢が65歳以上である個人のその年中の公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額は、当該収入金額から50万円を控除した残額が360万円以下である場合で、当該残額の100分の25に相当する金額と50万円の合計額が120万円に満たないときは、当該収入金額から公的年金等控除額120万円を控除した残額とする（所得税法第35条第1項、第2項第1号、第3項並びに第4項第1号及び第2号イ並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の15の3第1項）。

- c 所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する上で、次のいずれかに該当するときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の純損失又は雑損失の金額を控除する（法第32条第8項及び第9項並びに第313条第8項及び第9項。以下これらの控除を併せて「純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除」という。）。

- (a) 法第32条第8項及び第313条第8項に規定される純損失の金額について、当該金額が生じた年分の所得税につき青色申告書（法第32条第3

項及び第313条第3項に規定される青色申告書をいう。以下同じ。)を提出し、かつ、当該金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の市県民税について連続して申告書(法第45条の2第1項及び第317条の2第1項の規定による申告書及び法第45条の2第3項及び第317条の2第3項の規定による申告書をいう。法第45条の3第1項及び第317条の3第1項に規定される確定申告書を含む。以下このcにおいて同じ。)を提出しているとき。

(b) 法第32条第9項及び第313条第9項に規定される純損失又は雑損失の金額について、これらの金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市県民税について連続して申告書を提出しているとき。

d 所得割の納税義務者については、法第34条第1項から第12項まで及び第314条の2第1項から第12項まで、県税条例第36条並びに市税条例第34条の2の規定により、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する場合の金額及び順序が定められており、そのうち本件に係るものは次のとおりである。

(a) 社会保険料控除額

前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った、又は給与から控除される所得割の納税義務者の社会保険料控除額は、その支払った、又は給与から控除される金額とする(法第34条第1項第3号及び第314条の2第1項第3号)。

(b) 生命保険料控除額

前年中に旧生命保険契約等(法第34条第8項第2号及び第314条の2第8項第2号)に係る保険料又は掛金(以下「旧生命保険料」という。)を支払った所得割の納税義務者の生命保険料控除額は、前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が7万円を超える場合、3万5000円とする(法第34条第1項第5号イ(2)(iv)及び第314条の2第1項第5号イ(2)(iv))。

(c) 障害者控除額

① 前年の12月31日に特別障害者(法第34条第1項第6号及び第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者をいう。以下同じ。)である所得割の納税義務者又は特別障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者の障害者控除額は、各特別障害者につき30万円とする(法第34条第1項第6号及び第9項並びに第314条の2第1項第6号及び第9項)。

② ただし、前年の12月31日に、所得割の納税義務者の有する控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、納税義務者等と同居を常況としている者(以下「同居特別障害者」という。)である場合には、

当該同居特別障害者に係る前記①の障害者控除額は、53万円とする（法第34条第4項及び第9項並びに第314条の2第4項及び第9項）。

(d) 配偶者控除額

控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者の配偶者控除額は、33万円とする（法第34条第1項第10号及び第314条の2第1項第10号）。

(e) 基礎控除額

所得割の納税義務者の基礎控除額は、33万円とする（法第34条第2項及び第314条の2第2項）。

e 所得割の額は、所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額（それぞれ前記dによる控除後の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額をいう。）の合計額に、県民税は100分の2を、市民税は100分の8を乗じて得た金額とする（法第35条及び第314条の3、県税条例第37条並びに市税条例第34条の3）。

(g) その他

合計所得金額は、純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除（法第32条第8項及び第9項並びに第313条第8項及び第9項）を行う前の総所得金額等の合計額をいう（法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号）。

イ 本件市県民税の額

(7) 前記(2)のイのとおり、平成○年○月○日付け平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B（以下「本件確定申告書」という。）が提出されたことをもって、本件市県民税に係る市県民税申告書が提出されたものとみなし、本件確定申告書に記載された事項のうち市県民税申告書の記載事項に相当するもの及び本件確定申告書に附記された市県民税の賦課徴収につき必要な事項は、市県民税申告書に記載されたものとみなす。

(4) 処分庁は、本件確定申告書の記載内容に基づき、これに反する事実の有無を調査した結果、当該記載内容に反する事実は認められなかったとしている。また、審査請求人から当該記載内容に反する事実の主張はない。

(g) このため、本件確定申告書の記載内容に基づいて、本件市県民税の額を算出すると、次のとおりとなる。

a 総所得金額

(a) 給与所得の金額

審査請求人の平成29年中の給与等の収入金額は○円（65万1000円以上161万9000円未満）と申告されているから、審査請求人の平成29年の給与所得の金額は、当該収入金額から65万円を控除した○円である。

(b) 雑所得の金額

- ① 審査請求人は、平成29年12月31日当時の年齢が○歳で、審査請求人の平成29年中の公的年金等の収入金額は、○円と申告されている。
- ② 前記①の収入金額○円から50万円を控除した残額が○円（360万円以下）であり、当該残額の100分の25に相当する金額と50万円の合計額が○円である（120万円に満たない）ことから、審査請求人の平成29年の雑所得の金額は、前記①の収入金額から120万円を控除した○円である。

(c) その他

- ① 審査請求人は、平成29年中に前記(a)及び(b)以外の収入はない。
- ② 審査請求人の平成27年度から平成29年度までの市県民税の額の算出の基礎となった、審査請求人に係る平成26年分から平成28年分までの確定申告書は、青色申告書ではなく、かつ、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き確定申告書B用」が純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける場合の確定申告書の記載方法としているもののいずれにも該当しない。

よって、本件市県民税の額を算定する上で、純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用はないと認められる。

(d) 合計額

以上のことから、審査請求人の平成29年の総所得金額は前記(a)及び(b)の合計額の○円であり、審査請求人の同年の合計所得金額も前記(a)及び(b)の合計額の○円である。

b 市県民税の均等割及び所得割を課することができない者の該当性

審査請求人は、生活保護法の規定による生活扶助を受けておらず、かつ、審査請求人の平成29年の合計所得金額は125万円を超えていることから、平成30年度の市県民税の均等割及び所得割を課することができない者に該当しない。

c 総所得金額から控除する金額

(a) 社会保険料控除額

審査請求人が平成29年中に審査請求人又は審査請求人と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った、又は給与から控除されるとして申告された金額は○円であるから、社会保険料控除額は、当該金額と同額の○円である。

(b) 生命保険料控除額

審査請求人が平成29年中に支払った旧生命保険料として申告された金額は○円である（7万円を超える）から、生命保険料控除額は、○円である。

(c) 障害者控除額

- ① 平成29年12月31日当時、審査請求人及び妻はいずれも特別障害者に当たり、本件確定申告書においても、その旨申告している。
- ② 本件確定申告書の勤労学生控除及び障害者控除の合計額は115万円であり、本件確定申告書において勤労学生控除の申告はないことから、障害者控除額を115万円と申告していると認められる。
- ③ 所得税の額を算定する上で、障害者控除額は、特別障害者1人につき40万円であり（所得税法第79条第1項）、同居特別障害者1人につき75万円である（同条第3項）から、前記②の障害者控除額115万円は、審査請求人に係るものが特別障害者の40万円と、妻に係るものが同居特別障害者の75万円とそれぞれ申告していると認められる。
- ④ 以上のことから、本件市県民税に係る障害者控除額は、審査請求人に係るものが特別障害者の30万円であり、妻に係るものが同居特別障害者の53万円であり、合計額は83万円である。

(d) 配偶者控除額

妻は控除対象配偶者に当たると申告されているから、配偶者控除額は、33万円である。

(e) 基礎控除額

基礎控除額は、33万円である。

(f) 合計額

総所得金額から控除する金額は、前記(d)から(e)までの合計額の〇円である。

d 課税総所得金額

本件市県民税に係る課税総所得金額は、前記aの(d)の総所得金額〇円から前記cの(f)の合計額〇円を控除した〇円である。

e 課税総所得金額等の合計額

審査請求人の平成29年の退職所得及び山林所得はないことから、本件市県民税に係る課税所得金額等の合計額は、〇円である。

f 所得割の額

前記eの課税総所得金額等の合計額が〇円であることから、本件市県民税の所得割の額は、いずれも0円である。

g 市県民税の均等割のみを課すべきもののうち均等割を課することができない者の該当性

本件確定申告書において扶養控除の申告はなく、審査請求人は、平成29年の合計所得金額が91万円（ $= 35万円 \times (\text{審査請求人の控除対象配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 21万円 = 35万円 \times (1 + 1) + 21万円$ ）以下ではないことから、平成30年度の市県民税の均等割を課することができない者に該当しない。

h 均等割の額

本件市県民税の均等割の額は、市民税が3500円、県民税が2000円である。

i 市県民税の額

本件市県民税の額は、所得割の額がいずれも0円であることから、前記hの均等割の額である、市民税額が3500円、県民税額が2000円である。

ウ まとめ

したがって、審査請求人の平成30年度分の個人の市民税の額を3500円、県民税の額を2000円とする本件処分は、前記イの(7)のiの額といずれも同額である。

(4) 審査請求人が市県民税の均等割を非課税とされる者に当たるとの主張について

ア 審査請求人の主張

(7) 審査請求人及び妻がいずれも特別障害者であるにもかかわらず市県民税の均等割が課税されたことは承服できない。

(4) a 市県民税の所得割は特別障害者に係る控除があるが均等割はそのような控除がなく、特別障害者の人数が増えることへの対策がなされていない。また、特別障害者が扶養親族に該当する場合に特別障害者の数に応じて市県民税の均等割が非課税となる範囲が拡大するにしても、障害者総合福祉法が掲げる目的からは遠くかけ離れており、特別障害者の人数が増えることへの対策とはいえない。

b 前記aの主張は、市県民税について、均等割及び所得割を課することができない者及び均等割のみを課すべき者のうち均等割を課することができない者の該当性の有無を判断するに当たり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）が掲げる目的を踏まえて特別障害者の数も考慮して本件市県民税の均等割は非課税とされるべきであるという主張と解される。

イ 審査請求人の主張に対する判断

(7) このことについて、審査請求人の均等割の賦課については、法の規定どおりに解釈して判断すべきである。これは、「憲法は、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うことを定め（30条）、新たに租税を課し又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要としており（84条）、それゆえ、課税要件及び租税の賦課徴収の手續は、法律で明確に定めることが必要である。そして、このような租税法律主義の原則に照らすと、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではない」（最高裁平成27年7月17日判決）からである。

(4) 市県民税の均等割は、その市及びその県の構成員が広く負担を分任するとともに納税者の受ける利益に応じて公平に課税されるべきであるという考え方に基づき、納税義務者に対して均等に課される税である（広島地裁平成3年1月3

0日判決)。

- (㊦) しかしながら、住民の中には自ら生活の資を得ることができない者、あるいは他からの経済的援助によって生活を維持している者のように全く担税力のない者又は担税力が著しく薄弱である者もあり、これらの者についてまで税負担を求めることは、租税政策上も適当でないし、また、税負担の公平の見地からも好ましいものではない(市町村税務研究会編「平成30年度版 要説住民税」13頁)と考えられる。このため、法等において、市県民税の均等割及び所得割を課することができない者については前記(1)のイの㊦のとおり、市県民税の均等割のみを課すべき者のうち均等割を課することができない者については同イの㊧のとおり、それぞれ規定しているのであって、このことは特別障害者についても同様と考えられる。
- (㊧) そして、本件処分において、審査請求人が市県民税の均等割及び所得割を課することができない者及び市県民税の均等割のみを課すべき者のうち均等割を課することができない者のいずれにも該当しないことは、前記(3)のイの㊦のb及びgのとおりである。
- (㊨) したがって、審査請求人の税額を算定するに当たって、審査請求人に市県民税の均等割を課した本件処分に違法・不当な点は認められない。

第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

平成31年3月 8日 審査庁から諮問書を受領
平成31年3月25日 第1回合議体会議 調査審議
平成31年4月15日 第2回合議体会議 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件市県民税を課したことについて

- (1) 市県民税は、賦課期日において、個人の市民税にあつては市内に、個人の県民税にあつては県内に住所を有する個人に対して、いずれも均等割の額及び所得割の額の合算額によって課される(法第24条第1項第1号、第39条、第294条第1項第1号及び第318条、県税条例第34条第1項第1号及び第39条の2並びに市税条例第23条第1項第1号及び第37条。なお、根拠規定は、本件処分時点のもの。以下同じ。)

審査請求人は、平成30年1月1日当時、広島市内に住所を有していることから、平成30年度分の市県民税の納税義務者である。

- (2) しかしながら、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者及び障害者等(前

年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。) に対しては、市県民税の均等割及び所得割を課することができない(法第24条の5第1項及び第295条第1項、県税条例第34条の2第1項並びに市税条例第24条第1項)。

審査請求人は、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者ではなく、及び前年(平成29年)の合計所得金額は、審理員意見書のとおり〇円である。

よって、審査請求人は、平成30年度分の市県民税について均等割及び所得割を課することができない者に該当しない。

- (3) また、市民税の均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が一定の金額以下である者に対しては均等割を課することができず、当該者に対しては、当該均等割と併せて県民税の均等割を課することができない(法第295条第3項及び市税条例第24条第2項並びに法第24条の5第3項及び県税条例第34条の2第2項)。

具体的には、妻が控除対象配偶者であることから、審査請求人の平成29年の合計所得金額が、91万円(=35万円×(審査請求人の控除対象配偶者及び扶養親族の数+1)+21万円)以下である場合に、市県民税の均等割を課することができない。

この点、審査請求人の平成29年の合計所得金額は、審理員意見書のとおり〇円であり、91万円を超える。

よって、審査請求人は、平成30年度分の市県民税の均等割を課することができない者に該当しない。

- (4) 以上のことから、審査請求人には、均等割の額及び所得割の額の合算額によって平成30年度分の市県民税が課されることとなる。

2 本件処分に係る税額の算出について

本件処分に係る税額については、審理員意見書のとおり法等の規定に基づき算出されており、適正であると認められる。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求人及び妻がいずれも特別障害者であるにもかかわらず、審査請求人の平成29年の所得金額が125万円を超えていることをもって本件市県民税の均等割を課税していることは承服できない旨主張する。
- (2) この点、租税法律主義の原則に照らすと、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではないとされている(前掲最高裁平成27年7月17日判決)ことから、本件処分においても、審査請求人に均等割を課するか否かは、法等の規定どおりに解釈して判断すべきである。

本件処分において、審査請求人が、法等に規定する市県民税の均等割及び所得割を課することができない者に該当せず、及び市県民税の均等割のみを課すべき者のうち均等割を課することができない者に該当しないことは、前記1の(2)及び(3)で述べたとおりである。

(3) 以上の次第であり、審査請求人に市県民税の均等割を課した本件処分に違法・不当な点が認められないことは、審理員意見書のとおりである。

なお、その他の審査請求人の主張は、法令等に規定された処分要件を充足するか否かについてのものではない。

広島市行政不服審査会合議体

委員（合議体長） 門田 孝、 委員 廣田 茂哲、 委員 福永 実